

第40号議案

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 雲南市及び仁多郡奥出雲町に設置された尾原ダムの周辺地域において、スポーツを中心とした交流を促進することにより地域の活性化を図るため、島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）を別表第1のとおり設置する。

(開場時間)

第3条 スポーツ施設の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。

(休業日)

第4条 スポーツ施設の休業日は、次に掲げる日とする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、休業日を変更することができる。

(使用の許可)

第5条 スポーツ施設の施設及び設備で別表第2に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3) スポーツ施設の施設又は設備を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理上支障があると認められるとき。

3 知事は、スポーツ施設の管理上必要があると認めるときは、第 1 項の許可に条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第 6 条 知事は、前条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又はスポーツ施設の管理上特に必要があると認めるときは、許可を取り消し、同条第 3 項の規定により許可に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条第 3 項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 詐欺その他不正の手段により許可を受けたとき。

（使用料の納付）

第 7 条 使用者は、別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、第 5 条第 1 項の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、知事が別に納期限を定めたときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第 8 条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第 9 条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を還付す

ることができる。

- (1) 使用者が、使用者の責めに帰することができない理由により施設等を使用することができなくなったとき。
- (2) 知事が、スポーツ施設の管理上特に必要があるため第6条の規定により許可を取り消したとき。
- (3) 使用者が、使用開始の前日以前で規則で定める日までに使用の中止を申し出たとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(入場の制限)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、スポーツ施設への入場を拒否し、又はスポーツ施設から退去させることができる。

- (1) スポーツ施設の施設又は設備を損壊し、又は滅失するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をする者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物を携行する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、スポーツ施設の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第12条 使用者は、故意又は過失によりスポーツ施設を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、施設等の使用が終わったとき、又は第6条の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 知事は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年5月15日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第1及び別表第2中島根県さくらおろち湖ボート競技施設に係る部分は規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 第5条の許可に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第2条関係）

名 称	位 置
島根県さくらおろち湖自転車競技施設	雲南市
島根県さくらおろち湖ボート競技施設	

別表第2（第5条、第7条関係）

1 島根県さくらおろち湖自転車競技施設

区 分	単 位	使用料
会議室	午前9時から午後1時まで	630円
	午後1時から午後5時まで	630円
	午前9時から午後5時まで	1,260円
	その他の時間1時間までごと	180円
シャワー室	冷水シャワー	1人1回につき 50円
	温水シャワー	1人1回につき 230円

外部電源		午前 9 時から午後 1 時まで	140円
		午後 1 時から午後 5 時まで	140円
		午前 9 時から午後 5 時まで	290円
		その他の時間 1 時間までごと	40円
附属設備	放送機材	1 式 4 時間につき	130円
	決勝審判台	1 台 4 時間につき	110円
	周回表示器	1 台 4 時間につき	40円
	表彰台	1 台 4 時間につき	40円
	テント	1 式 1 日につき	850円
	ホワイトボード	1 台 1 日につき	30円
	長机	1 脚 1 日につき	60円
	椅子	1 脚 1 日につき	30円
広場等			

2 島根県さくらおろち湖ボート競技施設

区 分		単 位	使用料
会議室		午前 9 時から午後 1 時まで	290円
		午後 1 時から午後 5 時まで	290円
		午前 9 時から午後 5 時まで	580円
		その他の時間 1 時間までごと	80円
シングルス カル艇	使用期間 1 年 未満	1 艇 1 月につき	480円
	使用期間 1 年	1 艇につき	5,790円
ダブルスカ ル艇	使用期間 1 年 未満	1 艇 1 月につき	560円

艇保管庫	クォドプル艇	使用期間 1 年	1 艇につき	6,890円
		使用期間 1 年 未満	1 艇 1 月につき	770円
		使用期間 1 年	1 艇につき	9,380円
	ナックルフォア艇	使用期間 1 年 未満	1 艇 1 月につき	650円
		使用期間 1 年	1 艇につき	7,820円
	エイト艇	使用期間 1 年 未満	1 艇 1 月につき	1,050円
		使用期間 1 年	1 艇につき	12,600円
	シャワー室	冷水シャワー	1 人 1 回につき	50円
温水シャワー		1 人 1 回につき	230円	
外部電源		午前 9 時から午後 1 時まで	140円	
		午後 1 時から午後 5 時まで	140円	
		午前 9 時から午後 5 時まで	290円	
		その他の時間 1 時間までごと	40円	
附属設備	シングルスカ ル艇	1 艇 4 時間につき	150円	
	ダブルスカ ル艇	1 艇 4 時間につき	330円	
	審判艇	1 艇 4 時間につき	730円	
	作業船	1 隻 4 時間につき	880円	
	発艇設備	1 式 4 時間につき	1,050円	
	放送設備	1 式 4 時間につき	100円	
	競技用具	1 式 4 時間につき	60円	
	長机	1 脚 1 日につき	60円	

	椅子	1脚1日につき	30円
ボートコース			
配艇場等			

備考

- 1 その他の時間とは、午前零時から午前9時まで又は午後5時から午後12時までの時間をいう。
- 2 使用料の額が1時間又は4時間ごとの金額で定められている施設等の使用時間が1時間未満又は4時間未満であるときは当該使用時間を1時間又は4時間として計算し、使用時間が1時間以上又は4時間以上であって1時間未満又は4時間未満の端数の時間があるときは当該端数の時間を1時間又は4時間として計算する。
- 3 使用料の額が1日ごとの金額で定められている施設等の使用期間が1日未満であるときは当該使用期間を1日として計算し、使用期間が1日以上であって1日未満の端数の期間があるときは当該端数の期間を1日として計算する。
- 4 艇保管庫の使用期間が1月未満であるときは当該期間を1月として計算し、使用期間が1月以上であって1月未満の端数の期間があるときは当該端数の期間を1月として計算する。
- 5 審判艇及び作業船の燃料については、使用料に含まれない。